

質 問 書

2021年11月4日

「セネガル国投資環境整備・起業支援に関する情報収集・確認調査（QCBS）」

（公示日：2021年10月13日／調達管理番号：21a00714）について、質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	
1	P.14 第2章第3条 調査の目的と範囲	「開発政策借款等」とありますが、「開発政策借款」を主としつつも、「技術協力プロジェクト」などについても、適宜形成することが求められているのでしょうか？	本調査では、投資環境整備・起業支援についてのセクターの方針・方向性に係る提案は含めていますので、開発政策借款以外の協力案件に係る提案（例：「XXに係る技術協力、XXに係る有償資金協力が必要」）は行っていただきます。 他方、協力内容の詳細検討については、開発政策借款のみについて、行っていただきます。その他の協力について、具体的な形成に係る提案は含みません。
2	P.14 第2章第4条 調査実施の留意事項	「第4条調査実施の留意事項(1)既存・類似調査の有効活用」で挙げられている3点の資料の内、「情報収集・確認調査「セネガル国及びコンゴ民主共和国における産業人材育成に関する基礎情報収集・確認調査」報告書（和文、2021年）」は、既に完成していると推測されるものの6. 配布資料/公開資料等の中に含まれていないが、第5条【国内準備作業（一部の現地作業も含む）】(1)関連資料・情報の収集・分析等で言及さ	どちらの報告書も契約後、受注者へ配布予定です。

		<p>れている非公開文書に該当するのか？</p> <p>また、同じく第 4 条(2)で言及されている「セネガル国国民 ID デジタル化推進支援検討にかかる情報収集・確認調査」は、現在実施中であるため、最終報告書は作成されておらず、受注後その内容に関する情報提供依頼が行えるという理解でよいのか？</p>	
3	P14 第2章第4条 (3)調査計画の策定及び関係機関とのアポイントメント	<p>「ホテル等での執務スペース借上げを想定して見積りに計上」とのことですが、日本人専門家の現地調査期間中の執務スペースを想定しているのでしょうか。各自のホテルの部屋を活用する等、不要と判断した場合は、計上しないことも可でしょうか。</p>	<p>別途執務スペースは不要と判断した場合は計上する必要はありません。</p>
4	P15 第2章第4条 (4)現地調査の実施方法	<p>地方視察では、ティエス、サンルイ、カオラック、ファティック等の主要都市の訪問を検討しております。</p> <p>一方、カザマンス地方やマリ国境付近は治安上の理由から対象外と考えていますが、その理解でよろしいでしょうか。</p> <p>これ以外に訪問を控えたほうが良い地域、あるいは逆に調査実施上重要と判断されている地域がありましたらご教示ください。</p>	<p>必要に応じ、主要都市(ティエス、サンルイ、カオラック、ファティック)の訪問をご提案いただくことは問題ありません。一方でカザマンス地方、マリ・モーリタニア国境付近は視察先としては不要としています。調査地は、基本的にはダカール・ジャムニャージョ新都心での調査が中心となります。</p>
5	P17～18 第2章第5条 (7)政策マトリクス案の策定に係る情報収集・分析	<p>「借入人及び実施機関の組織図を作成する」とのことだが、どの様なものを想定しているのでしょうか(個人・役職レベルでの組織図を想定しているのか、等)。また、組織図を必要とする背景について、可能であればご教示ください。</p>	<p>政策の実施及び予算管理・執行に際して、どここの部署が責任を持ち、実施を促進するのかを確認できるように、関連する組織の全体像を把握したいと考えています。個人・役職レベルまでの組織図は想定しておらず、課レベルの組織</p>

			図を想定しています。
6	P20 第2章報告書目次(案)	「第4章 JICAによるセネガルにおける投資環境整備・起業支援」について、4-1、4-2 をみると JICA の過去のプロジェクトについて記載するように読めます。セネガルにおいて JICA による投資環境整備・起業支援はごく限られていると理解していますが、これに一つの章を割くことを想定しているのでしょうか？	第4章では、第3章の結果を踏まえた支援方針の提案を想定しています。(その中の一つが開発政策借款であり、その詳細は第6章に記載します。)
7	P.22 第3章2. (2) 2) 業務従事者の構成案	2 人目の評価対象業務従事者は「開発計画／財政」と記載されていますが、別の箇所には「財政」と記載されています。どちらが正しいのでしょうか？	「開発計画／財政」に統一します。
8	P.23 第3章5. 見積書作成にかかる留意事項 (3)	定額計上する現地作業に関する通訳は、新型コロナウイルスの影響で、現地業務を国内からの遠隔でヒアリングを行う場合において、通訳代に充当することは可能か？	ここでの通訳は、現地通訳(英・仏)を想定しています。新型コロナウイルスの影響で現地業務を国内業務に切り替えが必要になり、かつ本邦で通訳を手配する必要が発生した場合は、三者打合簿で確認の上、費目流用、場合によっては変更契約で対応することがあります。
9	P.23 第3章5. 見積書作成にかかる留意事項 (3)	定額計上する現地作業に関する通訳は、現地調査の過程で、面談先から入手する資料の仏語からの英訳や、協議に使用する資料(政策マトリクス(案)や政策アクション(案)などを想定)を、英語から仏訳する翻訳にも使用することを想定してよいか？	現地通訳(英・仏)に関しては、英語もしくは仏語で協議する場合の通訳業務の他、現地調査の過程で、面談先から入手する資料や協議で使用する資料などの英・仏翻訳も担うことを想定しています。

10	P23~24 第3章5. 見積書作成にかかる留意事項 (3)	通訳560万円、現地調査補助員176万円を定額計上とされていますが、業務量の目安はどの程度でしょうか。日本人専門家が現地渡航中の雇上を想定しているのか、それとも国内調査期間中の現地でのサポートも含まれるのか、どちらでしょうか。また、通訳に関しては、日本から現地雇上の想定か、それとも日本から同行する想定か、どちらでしょうか。	通訳については、日本人が渡航している期間の業務を想定しています。一方で現地調査補助員は、国内作業期間の現地サポートを想定しています。 通訳については、日本から同行する想定はなく、現地で手配する想定です。
以上、第1回(10月28日)回答済分			
11	p23~24	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)」の14ページにおいて、「資料等翻訳費は原則として企画競争説明書に規定した定額を見積金額として計上することを求める」と記載があります。今回の企画競争説明書では、仏⇄英文の翻訳費について記載がありませんが、定額計上はせず、必要に応じて当該見積を計上するという理解でよろしいでしょうか。	仏・英文の「資料等翻訳費」については25万円を定額計上してください。 なお、報告書作成に必要な翻訳費(和・仏)は「報告書作成費」として当該見積を計上してください。

以上